

第一類 第七号

第二十八回国会

社会労働委員会議録第十九号

(二三九)

昭和十三年三月十一日(火曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

森山 欽司君

理事植村 武一君 理事野澤 清人君

理事八田 貞義君 理事津井 義高君

小川 半次君 龍山 小島 徹三君

草野 郎平君 中山 マサ君

田子 一民君 古川 丈吉君

藤本 捨助君 赤松 孝一君

亘堀 繁雄君 岡 良一君

五島 虎雄君 中原 兼光君

山花 秀雄君 吉川 健次君

出席政府委員

内閣総理大臣 岸 信介君

厚生大臣 鎌三君

労働大臣 博英君

出席官房副長官 田中 龍夫君

厚生技官 山口 正義君

厚生衛生局長 尾村 健久君

厚生衛生局長 石田 博英君

出席政務大臣 田中 彰治君

厚生大臣 岩木 錠三君

労働大臣 井堀 繁雄君

出席官房副長官 五島 虎雄君

厚生技官 山花 秀雄君

厚生衛生局長 亘堀 繁雄君

厚生衛生局長 五島 虎雄君

労働政務次官 田中 龍夫君

労働事務官 大島 直藏君

労働事務官 百田 正弘君

労働事務官 二階堂 進君

労働事務官 濱谷 直藏君

労働事務官 大島 靖君

労働事務官 百田 正弘君

労働事務官 二階堂 進君

委員外の出席者

○四号

清掃施設に対する国庫補助増額等に

関する請願(山口丈太郎君紹介)(第一四

四〇五号)

国民健康保険の全市町村実施に

する請願(山口丈太郎君紹介)(第一四

四一〇号)

日本ベルブ争議に関する請願(安平

同(北山愛郎君紹介)(第一六三七号)

同(北山愛郎君紹介)(第一六三七号)

鹿一君外二名紹介(第一四〇六号)

同(小島徹三君紹介)(第一六三八号)

同(小島長規君紹介)(第一六三九号)

同(高橋三君紹介)(第一六四二号)

同(高橋三君紹介)(第一六四三号)

同(高橋三君紹介)(第一六四四号)

同(高橋三君紹介)(第一六四五号)

○八木(一男)委員 岸内閣総理大臣に
許します。八木一男君。
したので、地方改善事業に關する件について調査を進めることがいたします。質疑の通告がありますのでこれを許します。八木一男君。
部落問題について本日御質問を申し上げたいと存じます。

昨年の一月の十二日は開講してこの問題をお取り上げになって推進していくかれるという御決定になりましたことについて、心から敬意を表したいと思うわけでございます。その点につきまして私どもは、この長い間の間違った状態を直すために全国民がこれをやっていかなければならぬ、もちろん岸内閣が続く限りにおいて強力に取り上げていただかなければならぬと思います。また将来の内閣もこれを取り上げていただき、各政党も、与野党をあげてこの問題を取り上げていかなければならぬと考えております。その意味で私どもも、内閣なり与党なりに、この問題に対する私どもの考え方を率直に申し上げまして、御協力を申し上げたいと思いますが、総理大臣また自民党の総裁とされまして、全国人民と相談し合つてこれを進めていくお気持を強くお持ちであらうと私どもは期待いたしますが、この点についての総理大臣の御決意を伺わせていただきたいと思います。

○岸田大田　たたしまハ木委員から御質問のありました部落問題といふことはきわめて重大な問題でござります。歴史的因襲とはいひながら、今日本おそろい誤まつた差別感が、た

とい国民の一部にでも、社会の一部にでもあるということは、私は非常に嘆かわしいことであると思ひます。申すまでもなく、憲法のもと、新民主主義を実現する過程におきまして、そういうことが社会的に残つておることは、一面からいえば全く日本の耻辱であり、またそういうことが少しも許されぬことは言うをまちません。

この問題は、法律制度の上から見れば、今日は何もそういう差別が存してゐるわけではない、長い因襲の誤まつた差別感が社会の一部、国民の一部に残つておるということでありますから、従つてわれわれが政治に當る場合におきましては、これは全く党派を超越している問題であり、内閣を超越している問題であり、またこの問題については広く国民に、十分理解を深めて協力をしてもらわなければならぬ。そういうことをわれわれが国民の間に浸透せしめて、一日も早くこれを払拭することが絶対に必要である。このためいろいろな施設をし、もしくは方策をとることにつきましては、私は各方面の、憂いを同じくし、これをなくそう努力したい、かように思つております。その御意見も十分取り入れて、一日も早くこれを実現していくよう努力したい、かように思つております。

○八木(一男)委員 総理大臣の御決意を伺いまして、ほんとうに私どもうれしく存じ、また力強く存ずるわけでござります。実はこの部落問題を、私どもの屬しております日本社会党では昨年から一生懸命取り上げまして、部落問題解決政策要綱というものを発表したり、いろいろいたしております。ところが、この問題について、非常に激

勧して、大いにやつてくれ、また自民の方々と一緒にやつてくれ等、いろいろの御意見を伺います中で、眠った子を起すのはどうであろうかというような御意見もたまにまじって参るわけあります。私どもはその問題を前から感じておりましたので、その問題について一生懸命考えました。それで結論として、眠った子を起すなという考え方には間違いであるという結論に達したわけでございます。いろいろ調査の結果——内閣の方でも御調査になつておられると思いますし、これからももっと精密に御調査になると思いますけれども、私どもの考えるところでは、眠った子を起すなと言う人は、未解放部落出身の方で、本人の非常な努力もあり、また社会的な運にも恵まれまして、自分で経済的、社会的に進出された方が一部でございます。そういう方々は、今の民主主義の世の中のせいもありますけれども、実際上差別的な取り扱いを受けておられないで、自分ではかなりの、解放されたという感じを持つておられる。ですから自分の身に比して、こういう問題がまだ残つておるけれども、もうしばらくしたらなくなつてしまふのではないかといふような感じをその人たちは持つておられる。またその人たちとつき合つておられる一般の人たちも、自分はその人たちに差別的概念で対していないから、これはまだ残つているけれどもくなるのではないかというような感じを持つておられる。ところがこれは非常に表向きの皮相的な見方であり、部落の中で社会的、経済的に進出した方はぐわづかです。残りの大部分、私

は九割九分と言いたいのですが、大部分はそういう状態にあります。非常に貧困な状態にござりますし、非常な差別の中にあるわけでございます。総理大臣は山口県の御出身でいらっしゃますから、実態をよく御承知でありますけれども、政府の中には、北海道出身の方は実態をほとんど御存じない、また東北では薄いし、東京では薄いというふうで、いろいろセクションがおかわりになると、そういう方々はまた同じような考え方で、そういうものは必要がないと言われるのでありますけれども、関西以西の問題に関心のある方は、そういう差別的生態があることをおわかりの方が大部分であります。結婚の問題で大きな差別がある。どんなにその結婚の当事者である若い二人が好き合っていて、そうして適當な相手であっても、両方の親が反対する。これは一般的の親だけではありません。未解放部落の親も、その縁談自体については喜んでも、まわりに非常に差別感があるために、その結婚は将来うまくいかない、非常な苦労をするということを考えて反対をします。まだ親たちの理解がありましても、親戚がどうしても、ここで動かないでこれを引き裂いてしまう、ということがありまして、そこに自殺とか虚無とかいうことが起つて、一つも罪のない若い人たちの運命を大きく狂わせていることは、関西以西では残念ながらひんぱんにあるわけございます。それからそれをささえているもののは貧乏であると私は思うわけでございますが、大ざい人の非常な差別と貧乏を直すためには、ごく一部分の、百分の一くらいの人が眠った子を起すなど

言つても——その人たちはそつとしておいたらしいですけれども、ほかの人たちが受けている、自分たちの責任でない不当な扱いをよくして、今すぐ直らないにしても至急に直して、少くとも子供の時代、孫の時代にはそういうことが全然なくなるようにするに施策をしなければならないと思うわけがございます。その点についての總理大臣のお考えを伺せていただきたいと思うのであります。

とかいう事態そのものが遺憾ながら現在あると思うのです。これらに対してはやはり政府が適當な施設をしてそういう事態を早くなくしていくように努めたい、かように思っております。

○八木（一男）委員 総理大臣の深い御認識で非常に私も安心いたしましたし、非常にうれしく存するわけあります。今部落問題といふと、普通観念的な差別の問題と見られている向きが多いと思います。ところが最近觀念的な差別で、いろいろの通称でその人たちを呼ぶというようなことはほとんど見受けられなくなってきたので、そのためこの問題が少くなっているというふうにばく然と認識している人が大部分でございますが、私どもの調べたところによると、觀念的な差別の名称で呼ぶことは減りましたけれども、実際の差別概念は、少くとも関西以西では依然としてございまして、部分的にはふえている点がございます。ふえる原因は何かと申しますと、総理大臣も言わされましたように、たとえばトラホーム患者が多い。そうなると衛生概念の強い、神経質な人だとトラホームがうるさいだという感じがござります。またトラホームにかかるといふものは容貌をそうち美しくするものではございません。ですから美しい顔を見ると、美しい顔を見たよ

りは愉快ではないといふことが差別概念の一つになるわけでござります。ところが、トラホームというものが何から起るかというと、環境が悪くなるために、一つの手ぬぐいを数人で使うとか、自分のうちの浴場がないから共同浴場に行くと、その設備がありっぱでないので、結局そこでトランポールにかかるというようなことがあります。ある学者の統計によると二畳に一人以上の居住の密度で、ひとりでにトラホームが発生するという学説がござります。トラホームは一般には付着伝染でございます。空気伝染や偶発的に発生するということは一般的にいわれておりますけれども、その学説が正しいかどうかは別にして、そういう密集地帯においては、昔の学説によつても嘗についたそういうものが伝染するというような状態を現わしておると思つ。トランポールの一例がそうでござります。またたとえば粗暴な人が多いのじゃないかということで差別概念のもとになる。それは結局非常に貧困でござりますから、長々児童が多いとか未就学児童が多いといふ状況がござります。ですから親と一緒に子供のときから働かせるから、どうしたって学校に行けない。あるいは行っても小さい子のお守りをさせるから、中学校卒業の成績が悪くなる状態になれば、普通の条件としては成績がよくなる条件ではございません。従つて中学校卒業の成績が悪くなる状態が多い。しかもその困難を押し切つて非常によく勉強していい成績をとる子がある。その子が今度就職しようといったらしますれば、実際上は大企業には差別化があつて、身元引き受け能力を調べて

て、そんならこっちの方がいいということであつた。それで、自分より成績の悪い、努力してなかつた子がそつちの方に行つて、自分が就職できないということになると、どうしても虚無的になる。結局そういうふうに就職できないとすれば、その人たちが何かかせがなければいけないことがある。例を言つて悪いですけれども、バショコ屋の使用人になると、非常に環境が悪いところの就職しかないと。そうなると、ひとりでに気分も虚無的になって荒くなり、前から抱いていた不満が爆発して言葉が荒くなるという現象が現われると思う。しかしいつもその青年の責任ではない。ところがそういうようなことのために、けんか早いから近寄るなよ、そうつとめておいた方がいいというような気持ちがあるわけです。それがやはり差別概念になつてゐる。今の衛生の面もそうです。だから教育についても子供が未就学になつていると、家計の苦しさもあるなといふことが潜的に差別概念になつてゐる。今の衛生の面もそうです。が、それから教育についても子供が未就学になつていると、家計の苦しさも知らずにあそこの親たちは教育に不熱心だと、ちつとも苦労を知らない奥さん連は言いますけれども、不熱心なのではなく、教育できないような生活状態にあるのです。そういう潜的な差別を行つつあるのに、非常な貧乏のためにそれがなくならないで食いとまつておりますし、また逆にふえているような状況にあると思うのでございます。そういうことでございまして、差別概念がなくなるということをなしに、逆になくならない状態にあり、さらに潜在的なものがふえているよう

な状態にあるので、そういう状態をなって進めていかなければならぬと思うのですが、それについてちょっととお伺いいたしたいと思います。
○岸国務大臣 お話を通り今なお事実的いろいろな差別的な考え方が残っている。その原因が、生活環境が十分改善されておらない、あるいは生活そのものが非常に貧困で工合が悪いとか、あるいは産業上の施設その他のものがト 分譲せられておらない。衛生上の施設であるとか、いろいろな問題に關連していく元の形のものとは違つても、なおやはり事実上差別を生ぜしめているような事態があり、それがいろいろそういうことを生んでおり、またそれが次のゼネレーションの青少年の人には何らの責任なくして、そういう一つのつらい立場に置かれるということは、八木委員のお話になりました通り、われわれれとしては政治の上において十分に考えておかなければならぬ。今度の予算におきましても、わずかであります
が、部落に対する経費を計上したほかに、いろいろ各省の予算の運営の上におきましては、住宅の点においてもその他の点においてもできるだけ改善していく、そうして生活環境をよくしていく、そういうことから生ずる差別的な感じをなくするために、われわれとしても具体的に予算の運営の上におきましては、特に注意をしていきたいと考えております。

の御要求でございまして、大蔵省の方で査定をされてだいぶ減らされたわけでございますが、そこにおられる堺本厚生大臣初めて厚生省の方々が一生懸命復活にねばられまして、結局二千四百九十七万でございますが、約一千五百万円の予算をとって、昨年より一千万円増額している点は非常に少いものでけれども、けつこうだと思います。それから建設省関係では不良住宅関係で二十億の要求に対しても七千九百万円という査定になつて、約七分の一になつてゐるわけでございます。

からちょっと伺わしていただきたい。

○岸国務大臣 本年度の予算につきましては、この問題を非常に重要な立場から見ますと遺憾な点多かりうかと思います。しかし私は先ほどここで申し上げましたような考え方で申しあげましたように、十分に一つその心がけでもって編成に当るよういたしたいと思います。

○八木(一男)委員 そこで予算を一つほんとうに本腰になってやつていただきたいと思いますのは、貧乏の問題であります。この問題については、ほんとうに貧乏ということは経済状態が悪いとか政治が悪いとか、いろいろなことがあります。これは今の内閣に言つてゐるわけじやなく貧乏の根源は歴代の内閣が悪いのです。その貧乏の中でもこの未解放部落の人たちの貧乏は、本人なりその関係者には一つも責任がない。非常な抑圧のもとに起つた貧乏という点で特に重視して考えていただ必要があると思います。部落問題が何からゆえんしているか、いろいろの学説がござりますけれども、そういう昔の問題は時間もありませんから差しおきまして、ごく近代的な問題としましては、戦国時代に一応実力時代でこういう問題の現象が少くなりました。ところが徳川時代に徳川政府が政権を握ったときには百姓の収奪政策をやつしました。そのときは百姓を收奪する代價として、また百姓にほかの階級がくつづいて百姓一揆が強くなることをおそれて、分裂政策と両方を兼ねまして、百姓には士農工商といふう

に、そのときの支配階級である武士階級の次の階級を与えました。そして商人とかいろいろ工業関係の人というよ人とかいろいろ工業関係の人といふうから見ますと遺憾な点多かりうかと思います。しかし私は先ほどここで申し上げましたように、四年度の予算編成の場合におきましては、十分に一つその心がけでもって編成に当るよういたしたいと思います。

○八木(一男)委員 そこで予算を一つほんとうに本腰になつてやつていただきたいと思いますのは、貧乏の問題であります。この問題については、ほんとうに貧乏ということは経済状態が悪いとか政治が悪いとか、いろいろなことがあります。これは今の内閣に言つてゐるわけじやなく貧乏の根源は歴代の内閣が悪いのです。その貧乏の中でもこの未解放部落の人たちの貧乏は、本人なりその関係者には一つも責任がない。非常な抑圧のもとに起つた貧乏という点で特に重視して考えていただ必要があると思います。部落問題が何からゆえんしているか、いろいろの学説がござりますけれども、そういう昔の問題は時間もありませんから差しおきまして、ごく近代的な問題としましては、戦国時代に一応実力時代でこういう問題の現象が少くなりました。ところが徳川時代に徳川政府が政権を握ったときには百姓の収奪政策をやつしました。そのときは百姓を收奪する代價として、また百姓にほかの階級がくつづいて百姓一揆が強くなることをおそれて、分裂政策と両方を兼ねまして、百姓には士農工商といふう

に、そのときの支配階級である武士階級の次の階級を与えました。そして商人とかいろいろ工業関係の人といふうから見ますと遺憾な点多かりうかと思います。しかし私は先ほどここで申し上げましたように、四年度の予算編成の場合におきましては、十分に一つその心がけでもって編成に当るよういたしたいと思います。

○八木(一男)委員 そこで予算を一つほんとうに本腰になつてやつていただきたいと思いますのは、貧乏の問題であります。この問題については、ほんとうに貧乏ということは経済状態が悪いとか政治が悪いとか、いろいろなことがあります。これは今の内閣に言つてゐるわけじやなく貧乏の根源は歴代の内閣が悪いのです。その貧乏の中でもこの未解放部落の人たちの貧乏は、本人なりその関係者には一つも責任がない。非常な抑圧のもとに起つた貧乏という点で特に重視して考えていただ必要があると思います。部落問題が何からゆえんしているか、いろいろの学説がござりますけれども、そういう昔の問題は時間もありませんから差しおきまして、ごく近代的な問題としましては、戦国時代に一応実力時代でこういう問題の現象が少くなりました。ところが徳川時代に徳川政府が政権を握ったときには百姓の収奪政策をやつしました。そのときは百姓を收奪する代價として、また百姓にほかの階級がくつづいて百姓一揆が強くなることをおそれて、分裂政策と両方を兼ねまして、百姓には士農工商といふう

に、そのときの支配階級である武士階級の次の階級を与えました。そして商人とかいろいろ工業関係の人といふうから見ますと遺憾な点多かりうかと思います。しかし私は先ほどここで申し上げましたように、四年度の予算編成の場合におきましては、十分に一つその心がけでもって編成に当るよういたしたいと思います。

○八木(一男)委員 そこで予算を一つほんとうに本腰になつてやつていただきたいと思いますのは、貧乏の問題であります。この問題については、ほんとうに貧乏ということは経済状態が悪いとか政治が悪いとか、いろいろなことがあります。これは今の内閣に言つてゐるわけじやなく貧乏の根源は歴代の内閣が悪いのです。その貧乏の中でもこの未解放部落の人たちの貧乏は、本人なりその関係者には一つも責任がない。非常な抑圧のもとに起つた貧乏という点で特に重視して考えていただ必要があると思います。部落問題が何からゆえんしているか、いろいろの学説がござりますけれども、そういう昔の問題は時間もありませんから差しおきまして、ごく近代的な問題としましては、戦国時代に一応実力時代でこういう問題の現象が少くなりました。ところが徳川時代に徳川政府が政権を握ったときには百姓の収奪政策をやつしました。そのときは百姓を收奪する代價として、また百姓にほかの階級がくつづいて百姓一揆が強くなることをおそれて、分裂政策と両方を兼ねまして、百姓には士農工商といふう

に、そのときの支配階級である武士階級の次の階級を与えました。そして商人とかいろいろ工業関係の人といふうから見ますと遺憾な点多かりうかと思います。しかし私は先ほどここで申し上げましたように、四年度の予算編成の場合におきましては、十分に一つその心がけでもって編成に当るよういたしたいと思います。

○八木(一男)委員 そこで予算を一つほんとうに本腰になつてやつていただきたいと思いますのは、貧乏の問題であります。この問題については、ほんとうに貧乏ということは経済状態が悪いとか政治が悪いとか、いろいろなことがあります。これは今の内閣に言つてゐるわけじやなく貧乏の根源は歴代の内閣が悪いのです。その貧乏の中でもこの未解放部落の人たちの貧乏は、本人なりその関係者には一つも責任がない。非常な抑圧のもとに起つた貧乏という点で特に重視して考えていただ必要があると思います。部落問題が何からゆえんしているか、いろいろの学説がござりますけれども、そういう昔の問題は時間もありませんから差しおきまして、ごく近代的な問題としましては、戦国時代に一応実力時代でこういう問題の現象が少くなりました。ところが徳川時代に徳川政府が政権を握ったときには百姓の収奪政策をやつしました。そのときは百姓を收奪する代價として、また百姓にほかの階級がくつづいて百姓一揆が強くなることをおそれて、分裂政策と両方を兼ねまして、百姓には士農工商といふう

ちが早く直してほしいと要望することは権利であると私は考へるのであります。その点についての総理大臣の御決意を一つ聞かしていただきたいと思うのです。

○岸国務大臣 八木委員の御意見なりに帰すべき事由はない、一つの社会制度なり社会のいろいろな変革等からきた問題であり、またその都度一面においては形式的には差別が撤廃されおるとは言いながら、実質には残つておる、それが一方いろいろな変革の場合において産業上の不利な状況に置かれてきて、そういうことが重なつてかのとく貧乏なりあるいは生活環境というものを来たしておるわけですか、先ほど来申し上げておるよう

この問題は、こういう事態を放置しておるのは全く日本の民主政治の恥辱であり、従って民主主義の完成の上からいいますと、政党派を超越し、内閣のいかんを問わず、われわれは力を合せてこの問題の解消ないしそういう事態のなくなるように努力すべきものであります。私も全然その点八木委員と感

ません。それからあとは同和教育の問題といふふうに思われておる。その問題は全部大事で、やらなければなりませんが、それとともに生活の根源を立たといふことについては、部落民の責任に帰すべき事由はない、一つの社会制度なり社会のいろいろな変革等からきた問題であり、またその都度一面においては形式的には差別が撤廃されおるとは言いながら、実質には残つておる、それが一方いろいろな変革の場面において産業上の不利な状況に置かれてきて、そういうことが重なつてかのとく貧乏なりあるいは生活環境というものを来たしておるわけですか、先ほど来申し上げておるよう

この問題は、こういう事態を放置しておるのは全く日本の民主政治の恥辱であり、従って民主主義の完成の上からいいますと、政党派を超越し、内閣のいかんを問わず、われわれは力を合せてこの問題の解消ないしそういう事態のなくなるように努力すべきものであります。私も全然その点八木委員と感

ません。それからあとは同和教育の問題といふふうに思われておる。その問題は全部大事で、やらなければなりませんが、それとともに生活の根源を立たといふことについては、部落民の責任に帰すべき事由はない、一つの社会制度なり社会のいろいろな変革等からきた問題であり、またその都度一面においては形式的には差別が撤廃されおるとは言いながら、実質には残つておる、それが一方いろいろな変革の場面において産業上の不利な状況に置かれてきて、そういうことが重なつてかのとく貧乏なりあるいは生活環境というものを来たしておるわけですか、先ほど来申し上げておるよう

この問題は、こういう事態を放置しておるのは全く日本の民主政治の恥辱であり、従って民主主義の完成の上からいいますと、政党派を超越し、内閣のいかんを問わず、われわれは力を合せてこの問題の解消ないしそういう事態のなくなるように努力すべきものであります。私も全然その点八木委員と感

ません。それからあとは同和教育の問題といふふうに思われておる。その問題は全部大事で、やらなければなりませんが、それとともに生活の根源を立たといふことについては、部落民の責任に帰すべき事由はない、一つの社会制度なり社会のいろいろな変革等からきた問題であり、またその都度一面においては形式的には差別が撤廃されおるとは言いながら、実質には残つておる、それが一方いろいろな変革の場面において産業上の不利な状況に置かれてきて、そういうことが重なつてかのとく貧乏なりあるいは生活環境というものを来たしておるわけですか、先ほど来申し上げておるよう

この問題は、こういう事態を放置しておるのは全く日本の民主政治の恥辱であり、従って民主主義の完成の上からいいますと、政党派を超越し、内閣のいかんを問わず、われわれは力を合せてこの問題の解消ないしそういう事態のなくなるように努力すべきものであります。私も全然その点八木委員と感

ません。それからあとは同和教育の問題といふふうに思われておる。その問題は全部大事で、やらなければなりませんが、それとともに生活の根源を立たといふことについては、部落民の責任に帰すべき事由はない、一つの社会制度なり社会のいろいろな変革等からきた問題であり、またその都度一面においては形式的には差別が撤廃されおるとは言いながら、実質には残つておる、それが一方いろいろな変革の場面において産業上の不利な状況に置かれてきて、そういうことが重なつてかのとく貧乏なりあるいは生活環境というものを来たしておるわけですか、先ほど来申し上げておるよう

この問題は、こういう事態を放置しておるのは全く日本の民主政治の恥辱であり、従って民主主義の完成の上からいいますと、政党派を超越し、内閣のいかんを問わず、われわれは力を合せてこの問題の解消ないしそういう事態のなくなるように努力すべきものであります。私も全然その点八木委員と感

ません。それからあとは同和教育の問題といふふうに思われておる。その問題は全部大事で、やらなければなりませんが、それとともに生活の根源を立たといふことについては、部落民の責任に帰すべき事由はない、一つの社会制度なり社会のいろいろな変革等からきた問題であり、またその都度一面においては形式的には差別が撤廃されおるとは言いながら、実質には残つておる、それが一方いろいろな変革の場面において産業上の不利な状況に置かれてきて、そういうことが重なつてかのとく貧乏なりあるいは生活環境というものを来たしておるわけですか、先ほど来申し上げておるよう

この問題は、こういう事態を放置しておるのは全く日本の民主政治の恥辱であり、従って民主主義の完成の上からいいますと、政党派を超越し、内閣のいかんを問わず、われわれは力を合せてこの問題の解消ないしそういう事態のなくなるように努力すべきものであります。私も全然その点八木委員と感

ものを、これだけのものをこれだけ高めていただと同時に、そういうものをつけ加えていた。つけ加えていたので、法律の面では一緒にけっこですが、その配分面のときに、たとえば何々県は特に失業者が多いということがそういう状態でわかりますから、特に零細企業が多いというときは、全体をながめていたので、そこらの部分をつけ加えていたものも政策なり予算に組んでいたので、その配分を、そういう人が多いというところにたくさん配分する。金融でも財政でもそういうことでやれば、一般的の同様の貧乏との問題の相対がなしにくく配分の分が減って、それでは何にもなりません。それではまた分裂政策によるということで一般の貧乏の対策の分を食つたならば、一般の人の貧乏の配分の分が減って、それでは何にもなりません。それではまた分裂政策による。それではなしに一般の貧乏対策をふやして、それから部落の貧乏対策を別に加えて、それをならして配分のときにまたそこにやる、そういう方式が一番よいと考えるわけです。それについて総理大臣の大局的な御意見を一つ。

○岸國務大臣　お話を通り、私どもは

部落民の差別感を根本的にはなくすることを考へなければいけませんけれども、しかしどうかといつて全然その差別があることを見て見ぬふりをしていくといふに非常にひどい状況にあるということを頭に置いて、いろいろな零細企業に対する対策を考える場合におきましても頭に置いて、そう

いうものをつけ加えたものを一緒にして考へるということは、一方から言うと形式的に差別感を増進するようなやうなふうにやる、それでないと一実質的に差別があることを頭に置いて、実体的にはそこに持つていて、特別にいろいろな施策が有効にいくというふうに考へるということが非常に望ましいだろうと思ひます。従つて今八木君のお話をようなことを、予算の運営の上からも、将来予算を編成する場合においても頭に置いて考えたいと思います。

○八木(一男)委員　総理大臣は私の申し上げた真意を理解していただいている私信じたいと思いますけれども、

八木君のお話をようなことを、予算の運営の上からも、将来予算を編成する場合においても頭に置いて考えたいと思います。

今のところが非常に微妙なところで、誤解をされると大へんなことになる。部落対策は絶対に強力に取り上げていいだかなければならない。法律的にたとえば未解放部落には特別の年金を与えるとか特別の何かをする、そういう法律は作れぬのです。貧乏な人のために——今老人のために年金を作る、そういうことは年金は平等でいいですけれども、それから失業者のために失業対策をする。その失業対策事業について何県にどう配分するという問題については、今の一般的にふやす、今まで考えていた摩擦失業以外にそういう対策をする。その失業対策事業について何県にどう配分するという問題についても零細企業、零細農業対策として、また零細漁業対策としても関係がござります。文部省の教育の問題はもちろんです、農林省は先ほど申し上げましたように零細企業、零細農業対策として、また内閣でもお考へ申だそぞうございませんが、同じにそれを統一する徹底的の問題、日雇い労働者健康保険の問題、みんな関係がござります。それから労働省の問題では臨時工の問題、社外工の問題、日雇い労働者の就労の問題、ワクの問題、適格基準の問題、そういう問題が関係があります。また通産省、農林省は先ほど申し上げましたよ

うことでこの問題は内閣全体の問題でござります。その意味で内閣でも——石井副総理のお話をこの間伺いましたが、内閣でお考へ申だそぞうございませんが、同じにそれを統一する徹底的の問題を進めていきますのには、現在の各省に分属しておる仕事、これをそれぞれの省においてやらなければなりません。こうしたことにつきまして、地方が懸念やらないところはだんだん手を方税の配分の問題、交付税の問題、起債の問題、そういうことも十分ではあります。こういうことでまた自治庁約されている。それで地方に対する地題が非常に多いのです。環境改善の問題は当面の一番大切な問題で、特に生活保護の問題も関係がございます。将理大臣十分御承知の通り、厚生省の問題が非常に多いのです。環境改善の問題は当面の一番大切な問題で、特に生活保護の問題も関係がございます。将

てこうということは特別にうたいません。ところが配分の点でふやした分をこういうふうにやる、それでないと一般的の方に食い込みます。そういう考え方でやつていただきたいと思う。そういうことにつきまして、部落問題は総務大臣十分御承知の通り、厚生省の問題が非常に多いのです。環境改善の問題は当面の一番大切な問題で、特に生活保護の問題も関係がございます。将

ところだから、税金がたくさん入ってきたいと思うのです。そういうような内閣に対する審議会を作る御意向をぜひ持つていただきたいし、持つていた

が、その点について一言。

○岸國務大臣　お話をようやく、この問題を進めていきますのには、現在の各省に分属しておる仕事、これをそれぞ

れの省においてやらなければなりません。こうしたことにつきまして、地方が懸念やらないところはだんだん手を

あげてきておる。それから初めからほ

うり出すところがある。それで地方が

実際やらなければならないところが制

りません。こういうことでまた自治庁

約されています。それで地方に対する地

題を進めていきますのには、現在の各

が、その点について一言。

○八木(一男)委員　今国会に——解散は岸内閣総理大臣が権限を持っておら

れまして、解散がいつかわかりません

検討をいたしておりますところござい

ます。

○岸國務大臣　お話をようやく、この問題を進めていきますのには、現在の各省に分属しておる仕事、これをそれぞ

れの省においてやらなければなりません。こうしたことにつきまして、地方が懸念やらないところはだんだん手を

あげてきておる。それから初めからほ

うり出すところがある。それで地方が

実際やらなければならないところが制

りません。こううことでも十分ではあ

りません。こういうことでまた自治庁

約されています。それで地方に対する地

題を進めていきますのには、現在の各

が、その点について一言。

○岸國務大臣　できるだけ早く法案を得たいと思います。

○八木(一男)委員　最後に、国策の点

でそういうように御推進になつていた

だいて非常にけつこうだと思います。

ところが、大正時代に憲和事務十カ年

計画といつものが行われました、五千

万円の継続事業で、年五百万円でござ

ります。今の金にかえますと、廿、見

てかりに三百倍としても、年間十五

億、上半間百五十億といふことになる

わけですし、これはいろいろ手算の組み

かえが、各省に分れたりそのまま集中

したりという点でいろいろな点がござ

いますが、あの十年計画というのではなく、大した計画じゃなしに、環境政策だけを限つた問題です。そう十分なものとは言えないのです。ところがそれが今ほとんどなくなつてしまつて、という状態ですから、これはとんでもない状態だと思います。ですから国策樹立を強力に進めていたくとも、これがやると言ひながら前と同じ要領をしてゐる。そしてそれが四分の一くらいへずれれている。一千万円夫年よりも、えたということですけれども、これは裕場が七つ建つのと、去年と同じですが、隣保館が六つ建つ、そんな問題を解決する問題じゃないのです。強力な方策を立てていただく、予算を強力にふやしていただき、そしてそのためのことをやつていただく、ということをぜひお願いしたいと思う。ただこれでは岸さんが一べんに片づけようと思ふと、どんなに岸さんが有能であつてもできないことで、これはあとに続く内閣は全部やります。われわれも協力します。ここで大きな歓び口を岸さん的手で作つていただきたいのです。予算面についても、年みたいな考え方でなしに、各省が大蔵省から腰を取つり組んで出してこい、大蔵省はそれを形式的に、今までの部落問題を取り上げてない時代の前より、ちょっとふえればいいというような無感覚な状態でなたを入れるなというようなことを、ぜひ総理大臣が指導して、そして岸内閣の手でやつていただきたい。そういう概括的な御返事でけつて、うございますが、それについての御決意を一つぜひ伺わしていただきたいと思います。

○岸國務大臣 御趣旨の点はよく御承
いたしました。十分私としてはできる
だけの努力をいたしたいと思います。

○八木(一男)委員 最後に、それから
今年度の予算は非常に不満でございま
す。しかし行政措置いろいろやれる
というようなことを、一つ総理大臣から
関係各省の方に御指令なり、御協議
なり、一つぜひ聞いていただきたいと思
いますが、それについてお伺いいたし
まして、私の質問を終ります。

○岸國務大臣 先ほど申しましたよう
に、この予算の点は、少いという点は
ありますけれども、その運営の上におきま
しては 十分一つその方向に役立
つよう運営していくようにならした
いと思います。

○八木(一男)委員 岸内閣總理大臣の
真剣に取り組まれた御辯弁に対しまし
て、心から感謝を申し上げたいと思
います。先ほど言いましたように、わ
が党はこの問題解決のために、政府や
与党と協力する用意は十分整っており
ます。いつでも一つおっしゃっていた
だきましたら、御協力をいたしますの
で、ぜひその点でそういう場を作って
いただきたいと思います。

○森山委員長 植村武一君。

○植村委員 八木委員の先ほど來の質
疑応答によりまして、總理大臣の気持
もよくわかつたのであります、私寒
は同和地区の人と一緒に大きくなつて
きて、きょうまでその方々と最も親
くつき合いをいたしておる関係上、同
和地区の方々の考えておることもよく
わかります。ただこの問題は、こうす

れば問題が解決するというきめ手があります。こういう面におきまして、非常にこれはむずかしい問題だと私は思うのであります。特に私は年来要望いたしておる点がござりますので、それを総理大臣に特に聞いていたりして、将来の一つ行政措置の参考にしていただきたいと思うことがあります。それは先ほど来八木委員のお話のようになります。できるだけ貧乏をなくすということはけつこうなことです。所得の増大をはかり、行政措置をやつていただくことはけつこうだと思いますが、所得に、できるだけ貧乏をなくすということが増大しましたら、それをむだ使いせず、これを貯蓄せしめるという指導がこの際特に必要じゃないかと思います。そういう面で、日常常にこれをだれかりっぱなし——政治的な野心がある人がリーダーになつてはだめです。一生この同和問題の解決に精進するという気持の同和地区的指導者を得たい。私はそれを念願する。そして社会長さんにもよく言うのですが、隣保館をお建てになる。隣保館という一つの建物を建てられて、この建物を通して同和地区の人々を指導する一つの道場にしなければならぬと私は思います。そういう、先ほど申しますように、ほんとうに自己を一新してこの同和問題の解決に打ち込む、そうして地区的指導者を得てその方が隣保館を運営して、そらして同和地区の大衆を引っぱっていく、これが一つ。外からまたこれらに対応してできるだけバックアップして、これを推進していくといふ内外呼応してのやり方をやらなければ、とてもこれは解決する問題でない。部落解放という言葉に醉つて、ダッと電気がかかつたような気持があ

もう一つは、今申し上げたことは成
人教育といいますか、社会教育といい
ますか、そういう問題に属すると思
いますが、今度は児童の問題、長久児童
の問題、これらは問題については、そ
の地区的学校の校長先生初め先生方は
非常に苦労している問題です。だから
そういう地区に配属されることは、先
生としては望みません。しかしながら
これを喜んで行かすような、文部省と
しては教育上の措置を私はとるべきだ
と思う。そういう人に対してはやはり
特別な手当を出すとかいうようなこと
によって、喜んで同和地区的その指導
に当るというとの欲望を起さずとい
うことが必要でないかと思うのであり
ます。これが二つ。

もう一つは、これも社会局長さんに
いつも言っているのですが、不良住宅
地区的改善も、建物を建てるだけ
ではだめなんです。これは御承知の通
り非常に密集した部落で小さな建物で
すから、その地区だけの改善は、私は
完全なものではできないと思う。地区を
広げなければならぬ。私どもは若いと
しました。これは分散したらどうだろ
うかというようなことも考えたことも
ありますし、また指導者にそういうこ
とを相談したこともありますが、やは
り自分の土地に愛着を持たれるという
ことは当然の話。そうすればどうし
ても不良住宅を改善するためには地区

人をしていらっしゃいましたから御承知だらうと思いますが、内務省当時の社会局の地区整理というあの事業をもう一度今日呼び起して、私の隣の部屋は地区整理によって広がって、非常によくなつた。それ以来非常に亂暴な改善ということは非常に私は必要なことをよくなりましたし、そしてわれわれの町との交際も非常にスムーズに行くようになつた。これはやはり環境によってなつた。それでやはり環境改善ということは非常に私は必要なるものなくなりましたし、そしてわざとあることをお願い申し上げておきたいことをお願い申し上げておきたいと思います。

○岸田務大臣 今お話をありましたように、この問題を解決するには、一面からいへど、一般の人が十分に理解を深めて、こういう差別感をなくすることに強く協力すると同時に、今度はこの地区の人々がやはり自覚を増してそれを自分から改善し、自分から立ち上げてあらゆるものを見渡して、こうといふ一つの意欲を盛り上げて、これが両方が相協力していくことがきわめて望ましいことであると思う。その意味においてこれらの地区の人々が一方から収入を多くし、そういうものを貯蓄して、そうして将来の備えをし、改善なり自分たちの生活の安定をしていくといふふうに指導することが非常に必要でありまして、隣保館というものがそういう道場的な意義をもつて地区の人々がみずから励まし、また同時にふるい立つといふ意を持起す、それがための日常生活の改善を自分たちで実行していくといふことが非常に望ましいことであり、

またそういうことをしていかなければならぬと思います。また学校の教育の問題につきましては、お話を通り、特に児童や若い人々の間にそういう差別感がなお根を張るようなことがあってはなりませんし、また実際上融和するとともに、先ほど八木委員もお話しになりましたように、これらの地区の人々が十分に勉強できぬとか、あるいは平素の品行がよくないというようなことのないように、りっぱに育て上げていくということにつきましては、校長初め先生方の苦心も格段であろうと思うのです。教員諸君においても一つ十分にその使命を理解してもらう必要がありますと同時に、そういう苦勞をされるところの者に対して何らかまた報いるところがなければならないという立場委員のお考えも私もごもっともだと思います。いざれにいたしましても、この問題は、先ほど八木委員も言われたように非常に長い沿革があり、社会的にしみ込んでおり、これらの差別感を一切なくするといふこの大事業は、非常に問題が複雑でもござりますし、またある一つの方策をやればこれで一切解決するのだといふようなきめ手の問題に対し御研究になり、また何の問題でありますので、先ほど来もお話をありましたように、各方面のこの問題についていろいろな方策をあわせ行つておられる方々の御意見を十分に聞いて、いろいろな方策をあわせ行つますから、審議会と申しますが、調査会というか、そういうもので方策を立てる場合におきまして

は児童や若いい人々の間にそういう差別感がなれませんし、また実際上融和するためには、お話を通りに児童や若いい人々の間にそういう差別感がなれませんし、また実際上融和する

は一つ取り入れて、そうして総合的に実施するようにいたしたいと思います。

○植村委員 古川丈吉君。

私はもうこれで終ります。

○森山委員長 古川丈吉君。

私はもうこれで終ります。

○岸国務大臣 先ほど來の論議でも

はっきりしているように問題がきわめて複雑でありまして、この施策を行なう

に際しましてもあらゆる面からの

施策を行なつていかなければならぬ

ではないか、こういうようなお話をあ

りましたが、これは八木君が非常に強

調するためにおられたことで、私はむ

しろ以前に比べれば非常によくなつて

おる、こう考えております。ただこの

問題は、何といつても差別感をなくす

る、従つてこの問題を解決するのに部

落解放を政治闘争で解決するのだと

いふような行き方は、私は自他ともに差

別待遇の意識を深めるだけであつて、

もつとじみに解決しなくちやならない問

題だ、こう考えております。それに

つきましていろいろな問題を八木君から

も指摘されました、環境衛生の問題

がまず第一で、下水にいたしまして

も、水道にいたしまして、その他の

問題、また道路にいたしましても非

常にござい、また住宅にいたしましても非

常にございいたしております。

従つてこの問題は、考え方として今

議会の話も出ましたが、離島振興の予

算は御承知の通りまとめてやつてお

りますので、そういう場合に浴場である

とか隣保館だけではなくして、住宅の

問題であるとか、おそらくその中の道

路は市町村等の小さい道であります

が、道路の拡張であるとか、植村委員

からあげられました地域の区画の問題

であるとか、こういふのを一つ将来

総合的に予算を見てもうことによつて非常に改善されるのじゃないか。考え方としてはそういう式で、総理大臣におに将来考えていたくことができるかどうか、その点だけ一つ総理大臣にお願いしたいと思うのであります。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞれやるというような方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うしたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

○古川委員 選島振興のようにまことに取り上げて、すべて各省に属し

ておるものの一まとめにして予算を要

求し、成立させ、そして各省がそれぞ

れやるという方法がどうだとい

う問題に対しましては、十分に今の趣

旨に基いて強力に行うのに行うたら

一番いいかという頭で一つ今後検討し

て参りたいと思います。

るような顔じゃないんですかといふうに聞きづらいことも言つたわけですけれども、やはり依然として五分の一に削られている。そういうように厚生大臣が言い労働大臣がおっしゃっても、閣議決定があつたにもかかわらず、政府はほんとうの意味でこの部落解放の問題と三十三年度は取つ組んでおられないのじやないか。閣議決定をして、そして総理はこの問題の解決のために主力を注ぐべきであるということが認められておるわけです。そして今八木委員の質問に対しましては十分これがための努力をすると言つておられた。従つてこれは政争の具に供される。従つてこれは政争の具に供される。従つてこれは政争の具に供するわけではありません。自民党的政策部会ではいろいろ検討されてゐることを私は知つておるし、八木さんが言われるように、われわれ社会党的政策審議会でも法律案等を準備しつつあるわけです。しかしこの問題はやはり政治的にこれを解決しなければならぬ、経済的にこれを解決してやらなければこの問題の解決はなかなかできないと私はちは考えておるわけです。従つて八木さんの質問に対して努力すると言われましたけれども、今まで連絡協議会等をやっても数十年来、戦後十二年間この問題は解決できない。このまま放置しておけば、首相やあるいは厚生大臣、労働大臣の観念の中には、何とかやろうという意欲はあってもなかなか現実にはやれないだらうと思います。そこで私たちが考慮していることは、何としてもこれを総合的な対策の中から、政府のどこかに、厚生省でもいい議会というふうな特別な機関を作つて総合的にやるというような、実体的な

姿と取り組んでやつて、初めて総理の考え方があれに流入していく。そしてあらゆる意欲を持ってゐる人たちの意見がそこに集中されて、そしてそれが察口となって、これらの問題の一歩前進、二歩前進になっていくのではなく、どうかと思うわけですが、この点について非常に不分明ですから、さらに真相に、この点だけにしほってお尋ねをしておきますから、一つはつきりした答えをお願いします。

て、私はその御越旨に賛成であります。その方法につきましては政府においても検討をいたしております。なるべく早く結論を出してそれの実現をはかって参りたいということをお答え申し上げた通りであります。これは決して口先だけではなくほんとうにそう思っているということをつけ加え、御答弁といたします。

の八年の間に二七四と伸びております。雇用指数は一二二、賃金の指數は一二八にとどまっております。造船におけるましまでは、この八年の間に三六一、生産は三倍半に伸びております。雇用は一二二五、賃金は一五三・六、ここにとどまっております。化織は、生産は四七一、ところが雇用は一一九、賃金は一四七、電力は、生産が一八二、雇用の指數は一一五、賃金指數は一四八、こういうことになつております。従つて生産性向上運動の雇用を増大する、あるいはまた労働者の賃金を向上せしめるといううたい文句は、生産性向上が事実行われてゐるこれらの重要な大規模産業においては何ら実現されおりません。これは生産性向上運動の現在の姿に対する大きな疑点と相なつておるのであります。この間の事情について労働大臣の御説明を願いたいと思います。

用も約二割ないし三割上昇し、賃金もまた三割ないし五割上昇している。雇用の上昇の率というものはやはり年々に出で参りまする新規就業人口といふものと、労働人口の伸びと見合つていかなければなりませんから、私は生産性の向上と同じだけ雇用が増大しないからといって、これは逆に言うならばそれだけ生産性が上ったとも言えるし、それだけ国の経済力が上ってきたとも言えるのであって、そのまま並行して上らなければならないものだとは考えておらないわけです。それから生産性向上の利益は賃金だけでなく、やはり国家に還元される、国民全体に還元される。いま一つはやはり資本の蓄積に充てられて、経営の基礎を強化する、この三つに分けて行われなければならないものだと思いますから、三割ないし五割は生産性に伴つたやはり賃金上昇の結果と考えていいのではないかと私は思っております。その度合い、十分、不十分の議論はあります、ただいまおあげになつた統計を私が拝見をいたしております、生産性向上を否定する材料であるとは考えておりません。なおこまかい統計上の数字につきましては、私の方の統計調査部長から説明をいたさせます。

十五年——三十年の間におきまして、それらが大体二倍ないし二倍半三倍、この程度の増加を示しておるのであります。が、これに対し雇用の量がどうなつておるか、すなわち生産の伸びに對する雇用の伸びの比率とこの彈力性ですが、これが対して雇用の量がどうなつておるか、すなわち生産の伸びに對する雇用の伸びの比率とこの彈力性が、統計上の算出といたしますと、大体〇・四二から〇・四九という数字を示しております。すなわち生産の一伸びに對して、四割ないし五割の雇用の増と、こういうふうな関係になるわけでございます。お話をのように、生産性の向上と雇用の量の増減、この関係はもちろん企業レベルにおいて、あるいは産業レベルにおいて考えられるべきであると同時に、国民経済全般のレベルにおいてやはり考えていく。たとえば企業レベルで考えますと、同一工場内におきましても工程によって、職種によって、あるいは男女によって、学歴によって、いろいろその生産性向上の雇用の量の増減に及ぼす影響はまことにあります。ただ國民経済全般の観点から見ますと、岡先生も御承知の通り、雇用量というものはもちろん、技術水準と生産量なしに産出高、これによつて決定される。その技術水準の向上というものは、理論には雇用の減少をもたらすということでありましようが、逆に産出高の増大というものは雇用の増加をもたらす。現実の経済はこの両者がからみ合つて作用しておる。従つてこの設備の改良、投資の増大といふものが技術水準の向上をもたらしますと同時に、この産出高の増大をも

たらす。また技術水準の向上も一面に
おいて量の増産はなくして質の向上
という場合もありましよう、生産量
の増大を来たす場合もある、こういう
ふうな各種の要因がからみ合って作用
いたしておるわけなんありますが、
結果といたしましては、ただいま申し
ましたような生産性の向上に伴って、
全般としては雇用の増大を見ておる。
これは日本においてもしかりであります
すし、世界各国においてまた同一であ
る。これは一九五六年の I.L.O の事務
総長の生産性に関するレポートにおい
ても明瞭にせられているところであり
ます。この辺の関係が相関いたしまし
た生産性と雇用との関係であろうか、
とかようになります。

がとれているかどうかということは別問題であると言われます、労働大臣はこの賃金指数の伸びと生産指数の伸びとの指數の伸びと雇用指數との関係はバランスのとれた伸びであると思われますか。

○石田国務大臣 これは生産性向上運動が国の経済力の上昇を来たし、それから雇用の増大と就業構造の近代化及び労働者の生活条件に役立つものだと、いう前提の上に立っての御議論でござりますかどうか。私はその前提の上に立っての御議論であるとするならば、バランスはやはり一面におきましては、その企業の内部における労使間ににおいてバランスをとった形における、生産性向上の利益の分配が行われる適切な制度というものを考へなければならぬ。それは今生産性向上本部におきましても同様あるとしていわゆる労使協議制といふようなものを検討されておりますし、あるいは西ドイツにおきましても同様あることはそれに類似した性質のものがすでに実行されているわけであります。そういう形における利益の分配というものが行われるべきものと思っております。理論的には観念的には生産性向上の利益というものは私はやはり三つに分けることができると思うのです。一つは労働者、一つは資本の蓄積、一つはやはり国民に対する還元という形に処理せらるべきものと思っているわけであります。ただその企業内における労使の関係というものは原則的には労使双方の対等の立場における問題の処理に向けられ解決せらるべきものであり、その具体的方法としては先ほど申しましたようなことを検討していかなければなりません。今度思つてはいるわけであります。

は国民经济全体から考へてみます場合における生産性の伸びは、日本のようないくつかの中小企業の非常な後進性、前時代的な様相あるいは賃金の低さ、それを解決するためには、基幹産業における生産性向上の伸びはやはりその基幹産業の資本の状態あるいは労働者の状態から考えまして、これは国民に還元する要素すなわちその還元する産業の経営条件をよくしていく方向に現れております。しかしこれは全体として、先ほどから申しました通り、企業においては、労使双方の話し合によってきめられるべきもので、行政的、法律的にこれをどうこうする性質のものではない、ただ大きな目から見れば、冒頭に申し上げました通りに、私は生産性向上運動というものは助長すべきものだ、こう考えておる次第であります。

申しますことは、この完全雇用者としてのものと統計においては日本は問題にならない。あるいはこれらの国々においてはむしろ中小企業の中において高い技術的な水準を持ったものさえある。こういうものを報告だけで、生産性向上がおくれた中小企業の型であるといふ經濟構造の実態の中で、だれが生産性向上を進めるか、ここに生産性向上運動といふものを現在に打ち出してくるのである。だからこれは是認されるわけです。私はその点を今申し上げました。統計もその一面を示しておるのを示しておるのです。どうかということを私は労働大臣に伺いしておるのであります。

○石田国務大臣 問題はだれがインチアップをとるかという点、それは運動の本質にも影響を与えてくるのでありますから問題であります。なぜこれが生産性向上運動が今やられていて、イニシアは、経営者と労働者とそれから第三者を交えた構成で行われておるわけであります。従つてイニシアは今まで公正な人々によってとらわれるものと私は考えております。

それからわが国の統計の中から見られております賃金と生産性との関係これはほとんど規模別の賃金格差と並んでおります。そういう状態から考えましても、特に中小企業の面に對しましては生産性向上運動の普及といふことが、ひいては中小企業の経営の々々

件の強化を来たし、その劣位にある労働条件を向上させる要素となり得る、それから大企業の場合におきましては、それが主として基幹産業でござりますから、基幹産業は勢いそれに関連する産業の経営の基礎、ひいては労働条件に大きな影響を及ぼして参ります。従つてその間に相互的な連絡をとつて、そうして中小企業の経営の基礎を強化するような方向、言いかえれば大企業における生産性の伸びの利益はやはり国民に多く分ち与える。大企業の労働者の賃金あるいは資本の蓄積が他の中小企業に比べて低いなら別でありますが、それが同等であることは——現在は非常に同等以上であります。そういう状態におきましてはやはり関連する中小企業その他に向けられる、生産性向上運動の具体的なこれからの方針は私たちはそれを実施するべきものだ、それからその利益の労使の間ににおける具体的な分配は、先ほど申しましたような労使の協議制あるいはそれを中心とするような考え方の実施に向つては協力をいかなければならず、やつておるつもりであります。

○岡委員 ところがこれも政府の統

計で申しますが、たとえば先ほど申し

ました非常に生産指数が伸びておる化

織では、設備投資の費用を年次別に申

しますと、昭和二十一年には四十四億、三十年には十八億、三十一年には五十二億、三十二年には推定百三十二億、総額二百五十億の設備投資をしておる。ところが化織では、すでに帝人

では本工の首切りを始めておるのであります。あるいは日レにしたって東レにしたって、旭化成では系列化してい

る貨加工の地方の織屋に対しても三割の操短ではまだえぐという状態で、

系列の解除をしておるではありませんか。そうしてみれば、あなたの言われる生産性向上なるものも、なるほど大

経営はやっておる、膨大な設備投資をかかえてやつておる。その結果雇用に何が起つておるか、それからそれが中

小企業にどういうしわ寄せとなつておるか。中小企業へのしわ寄せは、中小企業に対する失業なり首切りという脅威となつておるが現実の姿ではありま

せんか。そうしてみれば、労働大臣は抽象的に生産性向上をたたえられる

が、また、指導のよろしきを得ようとしておるが、よろしきを得ておらない

じありませんか。この点、重ねてあなた御所見を伺いたい。

○石田国務大臣 そういう纖維産業その他に現われておる現象、特に今次の

国際収支の改善に伴います緊急施策の影響、これは労働政策の問題ではなく

て、経済政策の問題でありますと同時に現れる現象でありますと同時に

、そういう投資の行き過ぎの現象が現れる現象でありますと同時に

、生産性向上運動はそのもの自体が国家経済に、そのような状態を招いておるといふことを指摘しておる。これ以上イデ

ランダ有名な権威のある技術を入れ、あるいはオーロギーの問題は別として、しいて申

され、設備もそのまま入れておる。しか

れ、入れられた設備は三分の一も遊休化されておるという結果が、設備は大き

くしたけれども、工場の労働者は首を切られなければならないという状態になつてきておるのですと、それがよいかどうすべきかということ

あるいはそこに働くおる労働者の所得は、これはまた国民経済全体の立場

から見るならば不可分ではありません

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところがそこが首を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 現在纖維その他の産

業に出でおります現象は、生産性の向

上とい

うことから直接的に現われてきま

た現象ではないのであって、これは客

觀的な経済情勢の変化その他の要因によつて

出てきたものでありますと、しかもこ

のこと自身は生産性向上というものを否定する要素ではない、こう申し上げておるのであります。

○岡委員 それでは労働大臣に一度現

場を見せてもらいたい。たとえば日本

のヨーロッパ、東洋、ヨーロッパにおきま

して、生産性向上なる名のもとに、あ

る

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところがそこが首を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

か。國家の繁榮だといって生産性向上

をやる。ところが、そこに働く者が首

を切らざる現象が出てくること

切りの不安に襲われなければならない

うものと不可分一体のものとして進め

ることで、生産性向上運動なる

ものが國家の経済と労働者の幸福とい

うことになつておらないではない

りませんか。

○石田国務大臣 第一に、生産性向上

が原則的にはわが國のもので間に合わ

すべきもの、わが国の技術の進歩あるいはわが国の機械工業の発達といふものによって処理せられるべきものだということについては、私は同感であります。しかしそれにこだわっておつて外国からの技術あるいは機械等の利用を怠ることも、やはり過渡的には間違いであると思います。

それから第一には、だれがインシアチブをとるかという問題であります。が、それだからこそ生産性本部では労働組合の方にも呼びかけてともどもにこの運動の効果的な、あるいは現実的な発展を企図しておるのであって、決して門戸を開ざしておるのはないとして門戸を開ざしておるのはないとして信じます。むしろこれにこだわってこの運動に参加しない労働組合が一部にあることをかえって遺憾としています。インシアの問題を問題にするならば、やはり聞かれている門戸にはともどもに参加していくべきだと私は考えております。それから生産性向上運動が現在までのところ大企業におもにこれが実施せられている。これはやむを得ない点もあるかと思いますが、この運動の特に日本におけるあり方としては、私は遺憾な点であると思っております。従つてこれから生産性向上運動は中小企業に向けられていくべきである。特に日本の中小企業の経営の薄弱さ、それに働いている労働者諸君の賃金の低さは、主としてその生産性の低さに由来しておることは、これも御指摘の通りであります。従つて生産性向上運動の向かうべき方向は、これから中止のものにあることは、これも御指摘の通りであります。従つて生産性向上運動は経営形態の前時代的様相

考えておるのであります。それと政府の施策であります。ただいま御審議を願っております職業訓練の実施に近代的な雇用関係、近代的な就業構造に向けていかなければならぬ。その向けていく処置の一つとして本法案を提出しているわけでござります。

○岡委員 通産省は本年度中小企業の設備等の近代化についてどれだけの予算を一体出して、どういうような施策を講じておられますか。

○石田国務大臣 それは私の所管外でありますから、正確な数字は持ち合せておりません。

○岡委員 私もきょうここへは持ってきておりませんが、ぜひお知らせ願いたい。私が調べた範囲内では、昨年は通産省が出したもののが全部大蔵省査定額で削られておる。本年度はまたきわめて微々たるものだと思う。特に新しい技術を中小企業等に導入しようということで、私どもが所管をしておる科学技術庁では理化研究所を作る。しかしながらその運営費は一億五千万円です。一億五千万円で一体近代科学技術の中に中小企業の近代化をはかるうと言つたって、何ら予算的な指揮をやらなければならないのか、それは出せないことは目に見えておるわけです。でありますから、日本もこういう努力の足りなさというものがこの中小企業と大工場におけるあらゆる労働条件の格差というものをます

○石田国務大臣 よそ様の所管の問題は、これは別であります。私は私の所管と責任において中小企業における労働者諸君の雇用の安定、それからその条件の向上に努力しているのであります。私はそういう意味におきまして、最低賃金法を提出し、あるいは職業訓練法を御審議を願い、あるいは今五人未満の企業に対し、失業保険の拡張適用を考えておりますのは、私は私の所管の、私の責任を持っておる範圍内におきまして努力をしておるのであります。よその所管のことについての御批判は、私は個人的には別のものがありますけれども、これはお答えいたす筋合いであります。

○岡委員 やはり国務大臣として内閣の共同責任感に立たれたならば、そう無責任な態度では私は困ると思う。しかし問題をしづつて、今申しましたような形で一応生産性向上、技術革新といふものが大経営では全く盲目的な設備投資の競争という姿をとりながら、大きく技術革新というものが現場で行われている。ところが日本のこういう姿が日本の全体の雇用構造に対しては、何ら寄与しておらないということを私は申し上げたかった。それはお宅の方でいたいたした統計を見ましても、昭和二十九年と昭和三十一年の八月、十月平均で第二次の産業における雇用量の伸びは大体八百二十万が千三百五十五万、二五%、第三次産業の伸びは千三百九十九万から千五百二十二万、一五%伸びておる。しかしこの第三次産業の中でのいわゆるサービス業というものの流れ込んでくる労働力を見ると、三百七

○大島説明員　ただいま先生のおあげになりました教室は、先ほどの生産性の向上と雇用の関係、これのバランスの問題と非常に関連する問題であると思ひます。たとえば先ほど私から申し上げました生産の伸びと、雇用の伸びの倍率の相関関係、弾力性の係数についても、たしまして、企業々によつて非常に違つております。たとえば小規模におきましては〇・四九という数字、大企業におきましては〇・四二と、いう数字、あるいは雇用吸收率におきましても大体二倍から三倍、小規模の方が一定の生産額に対する雇用の吸収率は高いというふうな関係も出て來るわけであります。さらに先ほどお述べになりました産業別の関係におきましても、産業によりましてはいろいろな影響の変りがあるわけですが、ただ産業別の場合におきましても、紡織産業におきましては、二十五年から三十年の間にわきまして、約〇・五四という数字を示しておるわけでありますし、第一次金属、鉄鋼等におきましても、〇・四五という数字を示しておるわけであります。従つて長期的に見ますれば、産業別の偏差はあるにいたしましても、やはり生産性の向上に伴つて、雇用の伸びが見られているということはいえると思うのであります。それからさらに日本の産業構造ないし就業構造の特殊性という問題につきましても、最近の生産年令人口の中から就業者に吸収されます数を見ましても、第一次産業よりも第二次産業、第三次産業において多く、業主、家内労働者よりも雇用者に多い。すなわち産業構造及び就業構

造を逐次近代化して参つておるということもいえるとと思ひますし、さらに御承知の五ヵ年計画においても、そういうふうな産業構造の高度化と就業構造近代化、こういう方面に計画の方向は指向される、かようにも思つわけあります。
○岡委員 そこで、今部長は就業構造について、現実に一体どういう就業構造が行われているかということを指摘をいたして労働大臣の御所見を承わりたいと思います。労働省の統計によりますと、昭和二十九年に比して昭和三十二年十月は、四十九時間以上の就業者が九百三十万から千百十万になっております。また六十時間以上労働している者が九百五十万から千二百七十五万と、非常にふえている。一体労働時間だけを見ても、中小企業が經營が近代化されるとということになれば、こういうふうに労働基準法を無視した就労が行われたことは全く矛盾といわなければならぬ。近代化どころか、むしろこれはマヌアックチニア時代への逆転だといわなければならぬ、こういう現象はどうなんですか。

字が全部、いわゆる短時間労働——完全就労という意味における短時間労働ないし長時間労働というのはちょっといかがかと思われるのですが、あります。なお中小企業におきまして、労働時間が大企業に比べまして多いということは事実であります。必ずしも全般的にこういう数字が労働基準法違反の事実を示すものと直ちには断定しがたい、統計はもちろん金額の平均の数字でござりますので、さように御了承願いたいと思います。

○岡委員 重ねてお伺いしますが、それでは、これはあなたの方から出していただいた数字なんだが、就業時間別就業者数、四十九時間以上五十九時間以下の人たちが、昭和二十九年九百三十三万、昭和三十二年十月は千百十万人、六十時間以上が九百五十万から千二百七十万、これはいわば過多な労働力というものが労働時間において近代化されるどころか、きわめて非近代的な状況に追い込まれようとしているという事実を私は物語るものと思うのです。そうではない。ただ若干この数字の中にはいろいろな事情の者もあるかもしれないが、全体としてこの数字は、私が前段に申し上げたような一つの傾向を物語るものと思うという見解に対しても、そうではないとおっしゃるのであります。

○石田国務大臣 傾向についての統計の見方は、あとで統計調査部長から御説明をいたさせます。ただわが国の今後の就業構造というものが健全なものでないということは私も同感であります。それからわが国の雇用及び失業の問題を考えますときに、実は完全失業者の数に問題があるのでなくて、不

完全就業者が非常に多いというところに問題があるということは私も認めます。その原因が過多な労働力にあるとすることは、も御指摘の通りであります。そこでそれを改善していく処置として、労働力の需給関係が直ちに労働条件の悪化をもたらさないようになります。そのための法律的処置を今政府がとつておるのであります。それから基準法の適用についても、たとえば休日制の実施あるいは労働時間の順守、賃金の問題その他についても、昨年就任以来督修をいたしまして、いろいろの実績を上げてきておるわけであります。そういう健康でないわが国の就業条件といふものを直すために、たとえば職業訓練法を提出し、最低賃金法を提出いたしましたし、また失業保険の拡張適用の法改正を行おうといたしておるものであります。

働時間といふものがどんどん延長される傾向にある。一方では少数の大経営と大多数の中小経営とにおいてはいよいよ賃金の格差がひどくなる。これで健全なる雇用政策はどうか。一体これがどうしたら押しこめられるか。中小企業の近代化ということについては政府は何ら責任ある施策をとっておらない。これはソーシャル・ダンピングの状態です。労働大臣は、貿易の振興策をとるにあたっては、そのためには生産性の向上と言わざるを得ませんが、大経営が莫大な設備投資をするにあたっては、しかもそこで雇用の伸びが十分でない。過多な労働力人口が年々増えてくる。それが中小企業になだれこみ打つてくる。そこでは長時間労働、低賃金が待ちかまえておるわけで、あなたの言う貿易の振興というのも、労働者においては、低賃金・長時間労働といふソーシャル・ダンピングの形においては、何よりも強要されてしまうことになる。されば、今日われわれの賃金が待ちかまえておるわけであなたの言う貿易の振興といふもの、どう思ふ。この点について労働大臣はどうお考えになりますか。

○岡委員 私は結論だけを申し上げます。これが遺憾な状態であると思えばこそ、これを直すべき立法措置をいたしていただきたいと思います。

足ができないのです。私は特に数字ももつてお示したように、放寧の解説にはいろいろありますけれども、いかにも明らかに一つの基本的な傾向を物語っている。日本の生産性向上というものは、単に重要産業、大経営に集中されているにすぎない。しかも中企業は近代化のかけ声だけはあるけれども、何ら政府の施策においても、子的にも責任ある措置は講ぜられておらない。しかも一方では年々労働力は増え、過多な労働力が存在している。こういう片手落ちな生産性向上といふことは、どんどん中小企業にこれらが打たれを打つていておる。そこに対するまえているのは低賃金と長時間労働である。しかも中小企業自体がこうう大経営本位の生産性向上のしわ寄せを受けて没落せざるを得ない。そうすると、中小企業も、そこに働く労働者以上に大きな犠牲、しわ寄せを受けている。こういう格好では日本の雇用政策、経済構造そのものに対しても現在の生産性向上というものが真にそれをやめようとしているにすぎないではありませんか。先ほど來の私の質問に対する答弁は満足できないので、お尋ねいたしたいと思います。さようこの程度でやめておきます。

定 はおす勧ん舉つなの現政で著すせい勧ちな中こふら算と小策いを 税を済まるそ

ということについては岡委員とほとんど違ふところがない、違ふのは一点だけあります。その一点は、最近の生産性向上を中心とする、あるいはその他の要素を加味した傾向というものについての事実の認定が、あなたは悪い方にいっているとおっしゃるが、私どもは速度は不十分ではあるけれども、改善する方向にいっているという点が事実の認定において違うのであって、あとは全くあなたのおっしゃる通り同感であります。同感であればこそ、そういう状態を直すために、たとえば生産性向上運動は大企業偏重をやめるべきである、中小企業に向ってその手を伸ばすとか、あるいは賃金政策にわきましても、あるいは技術訓練の方法においても、その改善を目指してやっているのだということでありまして、事実の認定においては全然違つております。またその認定に基いての施策をやっているつもりでございます。

ま起つておる国鉄労働組合の問題に關して質問しておきたいと思います。それは聞くところによると、昨日日本鉄岡山地方本部の代表が管理局長との会見を行つておる場で、動員された警察官の実力行使がなぐり込みをかけられた。そのため負傷者も出た、こういうことを仄聞しておるわけあります。従つて労働省としては、特に労使双方ともに、大だらうと考えますので、その経過について、一応この場で御発表願つて、それに関連してまた質問をしたいと思つておられます。

○石田国務大臣　ただいま御質問の問題について、現在まで手元へ入つております報告を御説明申し上げます。

国鉄労働組合の岡山地方本部は、一月昇給問題について解決がついていないので、二月十三日広島地方公共企事業体労働委員会に対し、調停申請を行なつておつたのであります。そこで同地公労委は調停を受理することなく直ちにあっせんに入りまして、昨三月十五日広島地公労委の浜井委員長が労使双方よりの事情陳取のために岡山管理局に参りました。これを見た組合側は、午前八時三十分、浜井委員長に陣営を申すると称しまして、約二百名の組合員を動員して管理局に押しかけたのであります。その組合員の一一部約百五十名、まあ半分くらいでございましそう、は直ちに当局の屋上に上つてすねわり込みをやりました。当局側はこれに對して再びこのすわり込みの回避を申し入れたのですが、組合側はそれに応じなかつたために当局側はついに警官の出動を要請いたしました。約六十名が到着をいたしました。この間

に管理局の局長と藤井地本委員長との
合いが行わされておりました。組合側は
まず警官隊の退去の後解除することを
申し入れ、当局側は双方同時に解除す
ることを主張して意見が対立の状態に
なつたのであります。この話し合いが
つかないまま警官隊六十名、公安官四
十名が実力をもって屋上のすわり込み
隊の排除に当りました。この排除に
当つてトラブルが生じ、小林延明同地
本の組織部長ほか十数名が負傷を負つ
たのであります。以上がこの事件の私
の手元に入つております報告であります。
○中原委員 大ざっぱな報告を聞いた
わけであります、事が非常に実は重
大なのであります。
○森山委員長 ちょっと速記をとめて
下さい。
〔速記中止〕
○森山委員長 それでは速記を始めて
下さい。
○中原委員 それではかねて申し入れ
をしておきました運輸大臣並びに国鉄
当局、特に総裁の出席がまだないようう
でありますので、やがてきわめて近い
日にそういう機会を作つていただき
て、関係者のおそろいの中で質問をす
ることにいたしたいと思います。
ただこの場合、せつかくただいま勞
働大臣からきょうまでにわかつておる
程度の御発表があつたのでありますから
ら、そのことについて私の見解を一言
だけ述べておきたいと思います。と申
りますのは、労働大臣の発表の内容と
いうのは、大体新聞の記事で書かれたもの
程度のことと見ておらぬように考え方
だけ述べておきたいと思います。と申

一つは、技術を持つておる人の雇用が非常に安定しているという事実も頗著になつて参りました。それから特に、技術者をだんだんと要求いたします結果、中小企業における技術者の不足が非常に目立つて参りました。それは賃金、待遇をだんだんと要求いたします結果、その不足を大企業は中小企業から引き抜いて埋めるという傾向が多くなりました。従つて、中小企業の生産性の低さ、技術の劣等性といふものがいよいよ加重される、こういう象徴的ないろいろな条件の中から、職業訓練制度の拡充の必要性を痛感いたしております。それから第二点は、原因は同じところにあると思うのであります。今職業紹介所の窓口を全部通じまして、約十数万人の未充足求人がござります。この未充足求人は、もちろん原因はただ単に技術の不足といつて、ただではございませんけれども、一かし主として技術の問題にあると考えられることが多いのであります。従つて、一面におきましては、この技術の訓練を実施いたしますことによって雇用の増大に役立てたい、同時にまた、技術を付与することによって、雇用の安定に役立てたい、そして同時に技術者の不足しております中小企業に技術を供給いたしますことによつて、それ自体の経営の安定に資したい、こう考えておるわけでござります。一方、技術者の不足しておるわけですが、それましても、私どもの方の渡所でやつぱりました職業補導所を出した者は、一〇〇%の就職率を示しております。えらい状態から、この制度の拡充の面からみましても、私どもの方の渡所でやつぱりました職業補導所を出した者は、一〇〇%

よは直接指摘になりました性のことを私は最初に申します。
で私はこの職業訓練所の運営を進めて参ります。
權、指導力といいますと、運営の運営が進めて参ります。
その職業の審議機関といいますと、運営が進めて参ります。
法規の示すところによります。
しもスムーズに運営ができるようになります。
それについてまず聞いておきたい。

職員のうちから労働大臣が任命をす
る、こういうことになつております。
そこでこの第二十九条の四項ですか、
これの一つ説明を聞いてみたい、こ
に私は矛盾があるような気がする。
○石田國務大臣 これは先を勘ぐって
申し上げるのはなんですが、労働者の
代表や使用者側の代表も入れるべきで
はないかという御意見だと思います。
しかし、この職業訓練という事柄は労
使対立の中で取り扱わなければならな
い問題ではないと私は思います。これ
は労働者側も使用者側もその技術の向
上を望む点については全く同一である
うと存じます。従つて純技術的な問題
でございますから、学識経験者と関係
行政機関の職員でやることとで上
分である、その方が正しいのだ、この
中へ労使の対立を持ってくることとの方
が間違いである、私はそう考えておる
わけでございます。ここで決定せられ
ることは、訓練の方法もありますが、
いかなる職種を訓練するか、それがら
それに効果を上げるべき訓練の方法で
ござります。純技術的な問題であると
考えておるわけであります。

思わない。しかもその直接の関係の当事者を除外しておいて——関係行政機関の職員だから政府職員ですね、あるいは学識経験者、そして学識経験者もふうに選考するのか、学識経験者にも問題もありますし、いわんや片や関係行政機関の職員をもってすると、一様ではない。それをどういうふうに選考されるだらうかというところにもA、B、C、Dがあるわけです。決して、行政機関の職員をもってすると、うものは、それなり労使いはずをも脱して、労使いはずもが納得のいくような考え方を作り上げていくことができるであろうか、この問題なんですね。これはせつかくの石田労働大臣の御明言にかかわらず私が了解できない。いやおそらく了解できない人が多いのではないか、これは国民一般が疑問を持つ点ではないか、そう思います。

當の立場の人々、あるいはまた一般的な學識經驗者というものを選んで參ります結果として、やはりみずから労働者の経験を持つておる人、あるいはまた労働者側の立場に立つておられた人、あるいは經濟的立場に立つて、今日においては初め雇われておつてあとで絶えます。そういう者が結果として選ばれてくるだろうと存じておる次第でござります。それから學識經驗者としてA、B、Cいろいろございましょう。政府としてはA、最高級の人を御委嘱申し上げたいという考え方でござります。

○中原委員 そこでこれは問題が非常にむずかしくなるのです。政府のいわゆるAクラスというのは、國民がなるほどAクラスだと了承できるようなAクラスであろうか、これはそうはいかぬのです。それは大臣がどのように言われてももはや重なる委員会だけで考へても、その學識經驗者の選択の仕方が、Aクラスどころじゃなくてとんでもないダッシュシユが五つも六つも引きそうななそういう者を學識經驗者として指定される場合がよくあるのです。名前まで申し上げることのできぬほど明らかなんですよ。従つてそれだけにこの機關の中へはいわゆる經營の代表者も労働側の代表者も加えて、いろいろな経験の中から發言をせしめて方針をきめていくことになるのではないか。いかようにお考えにならぬれどもこの委員は學識經驗の

ある者あるいは関係行政官庁の職員をもつてするというのでは片手落ちもはなはだしい。これは無遠慮に言つてしまふ。官僚の考へ方がいつも一番正しくて、一番妥当で、一番国民性があるといつうことです。それは官僚の中にもいわゆるA、B、Cがあるでしょう。あるけれども、いわゆる官僚だけが支配権、指導権を持つような形がいけないと同じよう、やはり学者の選考の仕方にも問題がある。要するに選考の仕方に問題がある。学者が悪いということではない、役人が悪いということではない。選考の仕方に問題があるということを私は申し上げておるので。きょうは時間がなさすぎだからこのくらいにして預けておきます。これはまだ終りませんから、あなたもしっかり一つ御勉強を願います。

ついでですから、もう一つ。ここに大きな矛盾がある。第十五条を見ると

「事業主が事業内職業訓練を共同して

行うたために組織した団体その他の事業

主の団体が云々とこう書いてある。

ところがこれに該当すると覚しきいわゆる答申書を見ますと、職業訓練を行

う団体等についての指摘がある。事業

協同組合等については云々、「等」とい

う字がここに加えられておる。ここは

「等」という字が省いてある。そうする

とここに明確に指摘されておるものだ

けといふに解釈されるのです。そ

の点はどうですか。

○石田國務大臣 前段の問題でござい

ますが、これは純技術的な問題であり

まして、政治問題でございませんか

ら、ほかの政治的な色彩を持つておる

か、多數を代表しておるとか私も受

るものと同一にござんいただくことは本案の趣旨に沿わないものだ、こう私は思つております。労働大臣が選任をすと獨断されてくる。そうじゃないのだと、官僚の考へ方がいつも一番正しくて、一

A、B、Cがあるでしょう。あるけれども、いわゆる官僚だけが支配権、指導

権を持つような形がいけないと同じよう、身の不徳のいたすと

ころはなはだ恐縮に存じます。しかし、私はそういうことであるならば同じく

三者構成にしましても、やはり選考に信頼が置けないということになると同様でございます。

それから中央職業訓練審議会とい

のは、この答申をいただきました臨時

職業訓練制度審議会の人をお選び申し

上げたと同じ建前とその精神で取ったか。

私は法律でございますから、特にこ

の場合はいろいろな補助その他を行な

りますから、対象は明確にしてありますから、

おく方がよかろう、こう思つた次第であります。これも先を勘ぐってお答

えを申し上げるようでございますが、特にこ

そそりく労働組合で自主的にやってお

ります。これも先を勘ぐってお答

えを申し上げるようでございますが、特にこ

れは実際問題といたしまして労働組

合でやつておられますのは、現在対象と

しておるものといたしましては、長期

かつ継続的にやっておるものほどの

ことはないのをござります。それから

が官僚出身でないことはよく御承知の

ことですが、これに該当すると覚しきいわ

ゆる答申書を見ますと、職業訓練を行

う団体等についての指摘がある。事業

協同組合等については云々、「等」とい

う字がここに加えられておる。ここは

「等」という字が省いてある。そうする

とここに明確に指摘されておるものだ

けといふに解釈されるのです。そ

の点はどうですか。

○中原委員 非常に都合のいい御説明

ができましたが、もちろん政治問題と

してこの職業訓練法案というものが取

り上げられておるというわけではない

であります。純粹な一つの経済的な問題

としてこういう法案を出したんだとい

うことになるかも知れぬけれども、し

かし政治と切り離してはどのようない

のでも考へられぬわけですね。實際は

めても三者構成ということが問題になつたんだと思います。三者構成とは

ない。その中に内包する、そういう事

情が、まあ三者構成なら何とか公正に

いけるのではなかろうかといふ判断が、

敗戦直後わが国のいろいろの場合の方

針に採用されたのであらうと私は考

ります。新聞記者の出身であることも

ありますから、対象は明確にして

あります。それで、だからといつ

て、やはり多く政治性を内包してい

るということになるわけです。その理

由はいいとしまして、大臣はもちらん

届け出の出身じゃない。よくわかつてお

ります。新聞記者の出身であることも

ありますから、この組合を除外しなければな

らぬという理由が一つもないわけです

昭和三十三年三月十五日印刷

昭和三十三年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局